「ビジネスと人権」に関する行動計画「原案」

令和2年2月

第1章

行動計画ができるまで

- 1 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の 高まりと行動計画の必要性
- (1)経済発展における企業の役割の重要性が認識される一方,企業活動が社会にもたらす影響についても関心。
- (2)「OECD多国籍企業行動指針」や「ILO多国籍企業宣言」の策定、国連グローバル・コンパクトの提唱といった中、国連において「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持される。G7・G2Oの首脳宣言でも言及。
- (3) 企業も人権配慮を求める声への対応が求められている。 企業自らが、事業における人権に関するリスクを特定して対策を講じる必要性。
- (4)日本ではこれまで人権の保護に資する様々な立法措置・ 施策を実施し、企業はこれに対応。
- (5)「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを踏まえ、一層の取組が必要との観点から、日本政府として行動計画を策定。
- 2 行動計画の位置付け
- (1)「指導原則」,「OECD多国籍企業行動指針」,「ILO 多国籍企業宣言」等を踏まえ作成。
- (2)SDGsの実現に向けた取組の一つと位置付け。
- 3 行動計画の策定を通じ目指すもの
- (1) 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進
- (2)「ビジネスと人権」関連政策に係る整合性の確保
- (3)日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上
- (4)SDGsの達成への貢献
- 4 行動計画の策定プロセス

第2章

行動計画

- 1 基本的な考え方
- (1)政府,政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- (2)企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- (3) 社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
- (4) サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
- (5) 救済メカニズムの整備及び改善

2 分野別行動計画

→詳細は次頁。

第3章

政府から企業への期待

政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入することを期待。

<u>第4章</u>

行動計画の実施・見直しに関する枠組み

行動計画期間は5年。毎年、関係府省庁連絡会議において 実施状況を確認。ステークホルダーとの対話の機会を設ける。 公表3年後に中間レビュー、5年後に見直し。

第2章 2. 分野別行動計画

横断的事項 (1)

ア. 労働(ディーセント・ ワークの促進等)

ディーセント・ワー

● ハラスメント対策の

護・尊重(含む外国

人労働者, 外国人

技能実習生等)

● 労働者の権利の保

クの促進

強化

- イ. 子どもの権利 の保護・促進
- 児童労働撲滅に関する 国際的な取組への貢献
- 児童買春に関する啓発
- 撲滅行動計画」の実施
- 紛争下の子どもの保護
- 人権を保護する国家 の義務に関する取組

- ウ、新しい技術の エ、消費者の 発展に伴う人権 権利・役割
- インターネット上 エシカル消費の の名誉毀損等への 普及•啓蒙
- 动放 ● 消費者志向経営 ● AIの利用と人権に
- 関する議論の推進 消費者教育の ● AIの利用とプライ
- バシーの保護に関 する議論の推進

オ、法の下の平等

(障害者、女性、 性的指向•性自認等)

- コニバーサルデザ イン等の推進
 - 障害者雇用の促進
 - 女性活躍の推進
 - 性的指向への理 解・受容の促進
 - 雇用分野等におけ る平等な取扱い

カ、外国人材の 受入れ・共生 共生社会に向けた

外国人材の受入れ 環境整備

ア、公共調達

● 「ビジネスと人権」に関連し得る調達ルールの 徹底

イ、開発協力・開発金融

- 開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に 係る取組の効果的な実施
- ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・
- 拡大
- 国際社会における「指導原則」の履行促進に努力 ● 人権対話による「ビジネスと人権」の取組の推進
- 国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会 課題の関係に関する議論への貢献
- 労働者など幅広い層の人々が恩恵を受けるEPA及 び投資協定の締結に努力

工. 人権教育・啓発

- 公務員に対する「ビジネスと人権」の周知
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく 人権教育・啓発活動の実施
- 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の実施
- 中小企業向けの啓発セミナーの継続
- 人権尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰
- 教育機関等に対する、「行動計画」等の周知

人権を尊重する企業 の責任を促すための取組

ア、国内外のサプライチェーンにおける 取組及び「指導原則」に基づく人権 デュー・ディリジェンスの促進 ● 業界団体等を通じた日本企業に対する

の推進

推進

- 「行動計画」の周知、人権デュー・ディ リジェンスに関する啓発 ● OECD多国籍企業行動指針の周知の継続
- 在外公館における海外進出日本企業に対 する, 行動計画等の周知等
- 「価値協創ガイダンス」の普及
- 女性活躍推進法に基づく情報公表の 着実な実施
- 環境報告ガイドラインに則した情報開示 の促進
- 海外の国際機関の活動への支援
- イ、中小企業における「ビジネスと 人権」への取組に対する支援
- 「ビジネスと人権」のポータルサイトに よる中小企業への情報提供
- 中小企業を対象としたセミナーの実施
- 取引条件・取引慣行改善に係る施策

(4) 救済へのアクセス に関する取組

司法的救済及び非司法的救済

- 民事裁判手続のIT化
- 警察官, 検察官等に対する 人権研修
- 日本NCPの活動の周知とそ の運用改善
- 人権相談の継続
 - 個別法令等に基づく対応の継 続・強化(労働者,障害者, 外国人技能実習生を含む外国
- 人労働者, 通報者保護) ● 開発協力・開発金融における 相談窓口の継続

その他の取組

- 途上国における法制度整備支 援
- 質の高いインフラ投資の推進 (インフラ投資への社会的配慮 の統合)